

官報

大蔵省印刷局発行

明治二十五年三月三十一日 日刊(日曜休日休刊)
第三種郵便物認可 付録資料版(毎週水曜)

省 令

○農林水産省令第五十二号

植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)第十六条の二第一項及び第十六条の三第一項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和五十七年十二月六日

農林水産大臣 金子 岩三

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。
第三十五条の五第一項中「及びきゆうり」を、きゆうり及びピーマン」に、「行なう」を「行う」に改める。

別表二の一、四及び五の項の植物の欄中「及びパイヤ」を、パイヤ及びピーマン」に改める。

別表三中「くん蒸基準温度」を「消毒基準温度」に、「くん蒸時間」を「消毒時間」に、

「きゆうりの生果実」エチレンダイブエチレンダイブロマイドくん蒸庫 一七〇・二九度 二時間 を

「きゆうりの生果実」ロマイドくん蒸一立方メートル当たり八グラム 一七〇・二九度 二時間 を

「きゆうりの生果実」エチレンダイブエチレンダイブロマイドくん蒸庫 一七〇・二九度 二時間 を

「きゆうりの生果実」ロマイドくん蒸一立方メートル当たり八グラム 一七〇・二九度 二時間 を

「ピーマンの生果実」蒸熱処理 四三〇・四三・八度 三時間 に

改め、同表の備考の欄の8の項中「くん蒸」を「消毒」に、「行なう」を「行う」に改め、同項を同欄の10の項とし、同欄の7の項中「くん蒸」を「消毒」に、「行なう」を「行う」に改め、同項を同欄の9の項とし、同欄の6の項の次に次の二項を加える。

7 ピーマンの生果実の蒸熱処理は、湿度九〇パーセント以上の蒸熱処理庫内において、蒸熱処理庫一立方メートル当たり九〇キログラム以下の生果実の量のものについて行う。

8 消毒基準温度は、くん蒸にあつてはくん蒸庫内の温度とし、蒸熱処理にあつては生果実の中心の温度とする。

別表四の一の項の植物の欄中「とうがらし属植物」の下に「(ピーマンを除く。)」を加え、同表の三の項の植物の欄中「ししとうがらし」の下に「(ピーマンを除く。)」を加える。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。